

なことに相なりました。共同募金を一年に一箇月間やるといたしましたが、その最初に募金の宣伝等についての計画もしなければならぬし、宣伝についての各種の準備その他もございます。また募金の後には、こまかい計算などもいたしまして、それ／＼手続をしなければなりませんし、また配分委員会できまりました内容に従いまして配分を実施する、あるいは配分した後の用途が、当初の目的通りのところに使われておるかどうかという点についての調査もしなければなりません。そういうふうな共同募金が実際の通り使われておるかどうか、あるいは目的通りに、事務局の機構というものは一応常設的なものとなつておらなければならぬことになるのでありまして、これについてはやはり専任の者を置いてやるという建前をとるのがいいのじやないかと思つております。しかし共同募金委員会そのものは、金を寄付する側の人の集団であるべきでありますから、この構成につきましては、それ／＼の地方において適当な人を入れるということが必要であらうというふうには考へております。これにつきましては、こちらから具体的にどうこうという指示はいたしませんけれども、地方におきまして、あまり妙なことになるまいものがあるならば、これに對しましては適宜注意するというふうにいたして参りたいと考えております。特に官公署がこれに入ることは、いろいろと誤解を招くおそれもありますので、われ／＼といたしましては、官公署の者が責任のある地位につくということは避けるように指導いたして

いるような次第であります。この点につきましては、今後も実質上そういうことがなくなるようにしたい。現在名目上はほとんどそういうことはなくなつておりますけれども、官公署におきまして、実質上まだタツチしているところもあるやに聞いておりますので、そういうこともなくなるように努力いたしたいと考えております。

○中川委員 最後にお願いをいたしておきたいのであります。日本人は大体社会事業に対する觀念がきわめて乏しい國民でありますので、そうした共同募金なんかの問題に對しまして、進んで自発的に協力するという態勢ができていないのではないかと、この共同募金の問題は、先ほども木村さんのおつしやるように、あくまでも民間の自主的な活動にまつという御趣旨でありますので、中央官庁から積極的にいろいろな働きかけをなさることは――むろんなさるのが建前であらうと存じますけれども、せつかくこれを立案なさつて、こういう制度ができたのでありますから、有終の美をなす意味からいって、お気づきになつた点を直接お申出なさることが本意でありますならば、中央募金委員会などを通して善導をお願いしたいと思つております。

運動も、中央募金委員会だけではなく、厚生省の社会局あたりでも大いにやつていただきたいと思つております。いづれにいたしまして、そういうふうな各機関に御指示をお願いしまして、広島のような不祥事件が起きたために、今年には募金に應じないというふうな國民

の氣持を根絶するように、この上とも御努力願いたいということをお願いしておきます。

○松永委員長代理 次は岡良一君。

○岡(良)委員 今事務費の問題が出たので、その取扱ひをどういうふうになさるか聞きたいのであります。実はさういふ実例がある。それはある県で同胞援護会というものがあつて、これが孤兒の收容施設と引揚者の寮の中に売店を經營したり、ミンシ及び蠟燭などの授産所を經營をして、兒童福祉法によつて國あるいは県等の補助金をもつて維持されておられますので、現在のところ同胞援護会とは何ら關係がないというふうなかつこうになつてゐる。

同胞援護会が管理するといふ形にいたしますと、孤兒の施設の長は手続上きわめて煩雜であり、いろいろな面々で時間的なずれがあるために、非常に不自由を感じるだらうと思つて、このころで昨年度の共同募金の分配は、社会事業協力会が中心となつて、この募金の配分について協議した結果、一括同胞援護会に分配された共同募金をどういうふうに取り扱つたかという、結局現実には何ら仕事をしておらないけれども、現在なお形だけでも職員をとめておるので、しかも何ら収入を持つておらない關係上、そうした実態のない形式上の職員費のために、その募金からかなり費消されて、實際それを待ちあぐんでゐる孤兒の收容施設というところには、希望通りに募金が流れて来なかつたといふことがありまして、その施設の長がいろいろ意見を申しておつたのであります。そういう場合に厚生省として立ち入るといふことはどう

かと思ひますが、何か内面的な指導で、そういうふうな實際兒童福祉法によつて、孤兒收容施設として國なり地方の補助金で運営をやつておる場合、共同募金がただちにその施設の方に流れることによつて、施設とそこに收容されている者の福祉のために、直接的に活用されることが望ましいといふことをその当時考へておつたのであります。が、厚生省の方ではそういうお取扱いはどういうふうになさるのですか。

○木村(忠)政府委員 御説の通りに共同募金の金が、實際の事業費に使われるといふことは避けなければならぬことであると思つております。従ひまして、各種の団体の事務費のための経費に充てるために共同募金を當てにするといふことは、適當でないのであります。それにつきましては、私としましては、そういうことのないように十分監督して参りたいと考えております。この点の監督は、これに對する干渉ではないのであります。われ／＼といたしまして當然行政上の監督をしなければならぬことになつております。

なおこの機会に考へなければならぬせんことは、共同募金はあくまでも最初目標をきめました場合に、どういふものに出すものという最初の予定があるわけでございます。その予定に従つて配分するものが原則であります。最初から目当なしに、ただ總額を幾らといひまして集めるのではなくて、どういふものに金を出してやるという予定を立てまして、その予定のもとに總額がきまるわけでありまして、従つて募集の許可の際におきましても、その限度において許可されておるわけでありま

すから、實際の實行につきましては、その範圍内においてやらなければならぬというのが建前でございます。ただその後の事情の變化等もございますので、その変更する必要がございまして、ならば、配分委員会に諮りました上で、配分の変更をし、さらにこれにつきましたは相當の手続をとらなければならぬことだらうと思つております。従ひましてその配分の仕方が、当初の目的と著しく異つておる。それがはなはだしく不當であるというふうな場合におきましては、これに對しましてわれ／＼としましては、適當なる監督方法を講じなければならぬといふふうに考へております。その点に遺憾の点がございまして申訳ないと思つて、しましてはまことに申訳ないと思つてあります。この点については今後十分に注意いたしたいと思つております。

○菊田委員 この前中川委員から共同募金に關する觀察についての報告がありましたときに、私の質問に對しまして、中川委員から詳細はなお報告書を出すはずだから、それによつて知つてもらいたい、こういう御答弁だつたのであります。報告書もどうやらできてゐるというふうにも聞いておるのでありますが、いつこの報告書を出していただけたら。このことをちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

○中川委員 これは委員長から議長に提出されますから、それをあらうございまして詳細はつきりして、廣大な報告書です。従来この場合は時間を要しますので、従来この場合は時間を要します

願ひたいと思ひます。

○菊田委員 いつできますか。

○中川委員 もうすぐできます。

○松永委員長代理 次に森本総務課長より審議会等の整理に伴う厚生省設置法案等の一部を改正する法律に関する件について発言を求められておりますので、これを許します。森本総務課長。

○森本説明員 審議会等の整理に伴います厚生省設置法案の一部改正につきまして御説明を申し上げたいと思っております。まず最初に御了解を得ておかなければなりませんことは、この法律は国会に提出になりましたところ、衆議院、参議院双方ともにおきまして内閣委員会に付託になりましたので、それぞれ可決になったものでございまして、設備法でございまして、厚生委員会に關係がございまして、なるべく早い機会に御説明を申し上げたいと思っております。機会が遅れましてさうになりましたわけでございまして、ひとつ御了承願います。

内容といたしましては、昨年十一月四日に閣議決定で行政簡素化の一環として審議会を整理するという方針がございまして、それで整理方針としましては、審議会の中でぜひ必要なもの、これは残すけれども、官吏のみを委員とするような委員会、または単なる諮問機関的な委員会は廃止する。それから類似した性質の委員会はなるべく統合する。こういう方針のもとに整理をいたしましたのでございまして、厚生省關係の審議会としましては、従来四十一の審議会がございました。これを整理いたしました。二十一年にいたしましたのが、実質的に廃止になりましたのは五つでございます。他はいずれも統合ということになっております。以上四十

一の審議会を二十一に整理したというのがこの法律案の骨子でございます。事後になりましたが、ひとつ御了承願いたいと思っております。

○丸山委員 ただいま森本さんからお話がありましたそのことは、書類としては審議会等が統合せられるというところは拜見しておつたのでありますが、ところが厚生委員会に付議せられたことでは、内閣委員会にございまして、かまわずにおけばよいといふものの、事後において御報告を受けるというふうなことは、はなはだおもしろくないと考えます。こういうふうな厚生省關係の事項は、本会議を通過した後に報告せられるという形ではなく、一応委員会にお諮りあつていさるべきだと考えます。とかく委員会が軽く見られるといふことは、この間からしばしば問題があつた。こういうふうな取扱いをせられますことが、どうもさういふふうなことを起すものとと思つて、つまらないこととて思つて、あらかじめ早く委員会に御連絡あつていさるべきだと考えます。どうぞこれからよろしく。

○松永委員長代理 次に生活保護法案を議題とし、前会に引続き質疑を通告順によつて許します。なお本法案につきましては、林厚生大臣の出席を求めます。通告順によりまして岡良一君。

○岡(良)委員 私は前会に引続きまして、今度の生活保護法の抜本的改正と、将来その実現が期待せられております社会保障制度との関連について、二、三点お尋ねをいたしたいと思つて、そこで昨年十一月の第八回の審議会

総会で採決されておる覚書並びにその後の生活保護法の改善強化に関する勸告でありまして、要するに覚書では給付の内容は最低限度の生活を保障するものでなければならぬ。さらに老人、寡婦、孤児、身体障害者その他の生活困窮者に対する法的扶助の制度は、社会連帯の観念によつて一層拡充強化すべきであると唱えられておまして、その一つの具体化といたしまして、今般の生活保護法の大改正があつたと考えております。そこでお尋ね

いたしたいことは、この老齢者あるいは寡婦等に対する生活の保障の点であります。これは政府としては、特にまた審議会の御方針あるいは構想といふことでは、やはり公的扶助といふ保障しようとしておられるのであるかどうかという点を、事務局長あるいは社会局長等から承りたいと思つて、

○木村(忠)政府委員 生活保護法の方におきましては、全般的な老齢者の老後の保障といふことを考えてはおりないのでもございまして、これはあくまでも一般の広い意味の社会保障制度としてお取上げ願うことが適當であると思つております。老齢になりまして生活がでなくなつたという者につきましては、やはり一般生活困窮者と同様でございまして、その点につきましては、最低生活の維持に支障のないよう

にいたしまして、他の社会保障制度全般が整備されるまでの間におきましては、この制度をもつて最低生活の保障をいたしたい。かように考えておるわけでありまして。

○岡(良)委員 先ほど申しましたように、将来に期待される社会保障制度との関連において、その構想を、社会保障制度という構想から承りたいのであります。たとへば今のお話であります。と、老年者であり、あるいはまた寡婦であつても、特に現在最低生活を維持することのできない条件にある者に対しては、生活困窮者としてこの保護法の対象にするというものであります。が、将来社会保障制度ができた場合に、もつと広汎に老齢者あるいは寡婦その他に対しても、あるいは年金制とか、そういう形において、覚書の最初に対象とせよといふふうにもうたわれてあります。そういうふうな構想を持つて、あるいは寡婦年金なり、あるいはまた国民年金制のような形において、働くことのできない老齢者に対する年金を交付する。そういうふうな方向に現在社会保障制度審議会の構想が進んでおるかどうかを事務局長に伺いたい。

○小島説明員 ただいまの御質問でございますが、社会保障制度審議会におきましては、御承知の通り今研究段階にございまして、結論にはまだ達しておりません。ただ研究問題としてどういふ問題が研究されておるか、また研究するべきかという問題につきまして一応お話を申し上げたいと思つて、

ただいま御質問のように、老齢年金の問題あるいは寡婦年金の問題、孤児年金の問題は、社会保障制度を各国で考える場合には、それ／＼の国において考案されている問題であります。ただその場合におきまして、現在におきましては、各国におけるそれ／＼の歴史があるわけでありまして、主として被用者につきまして、その被用者に対する問題として老齢年金なり、あるいは

は遺児年金なり、寡婦年金の問題といふのが主として問題になつていゝうわけでありまして、御承知の通りイギリスみたいな非常に国民年金制度が進んでおる場合において、全体の制度をいたしまして寡婦年金といふものを、被用者以外の方についても実施しておるという国がございまして、現在の各国の段階におきましては、主として被用者といふものが中心になつておる段階にあるわけでありまして、社会保障制度審議会といたしましては、将来こういう問題を日本においてどういふふうにするかという問題につきまして、研究段階といたしましては、そういう問題も、被用者以外の場合に日本において研究する場合におきまして、どういふ程度の財政力があるか。どういふ程度の国民の離出があるか。というような問題につきましては、慎重に現在研究いたしておる段階でありまして、この問題につきましては、きわめて大きな問題でございまして、非常に国家の財政力との關係がございまして、また国民の負担能力との關係もきわめて深い關係がございまして、これが研究の場合におきましても相當の期間、段階という問題が、おそらく起るのであるのかというところが考えられておるものであります。現在のところ

○岡(良)委員 私どもの考え方からいへば、もちろん現在在る／＼な財政の事情もありまして、ただちにさういふような広汎な国民年金制や、あるいは寡婦年金制等が、広くすべての国民に行き渡るような制度として確立され

話に出ました、いわゆる官公吏あるいは民間労働者については、厚生年金や船員保険、あるいはまた恩給年金等の制度があつて、働けなくなつてからはある程度の生活保障がなされてゐる。ところが農民は全然そうした保障がない。御存じのように日本の農民におきましては、特にかたがた一つが元手でありまして、従つて五十歳の年齢になると、すでに非常に老衰した顔貌になる。露骨に生理的な消耗をやつてゐるのであります。従つて私どもの考え方からすれば、むしろ農民等をも含めた国民年金制のような形において、すべての働けなくなつた高齢者を包摂するものがぜひとも必要ではないかと考えております。社会保障制度審議会といたしまして、公的扶助という観念を一步進めた保険体系のような姿で、当然高齢者に対する年金制の広汎な実施というところまでお進めを願ひたいというところを、この機会に希望しておきます。

が、公務員の共済組合、恩給制度をも含めて総合調整するともに拡充せよ、こういうような一項があります。それは現行のいろ／＼な保険制度を総合調整して、寡婦、遺族、老齢の手当はそれ／＼独立した一本の体系に整理する、そして全国民を対象とする、こういう姿に行こうという意思がこの覚書の中に盛り込まれてゐるのであります。その点を伺ひたいと思ひます。

○小島説明員 ただいまの覚書でございしますが、御承知の通り、今審議会ではつてゐる問題は研究段階で、はつきりした結論が出てゐるわけではございませんけれども、その覚書にありまゝのは、現在の官吏の恩給制度というものと、あるいは地方公務員の恩給制度というものは、どういふ性質のものであるかという、一つは社会保障的な要素がその中にある程度加味されてゐる、同時に他面においては、いわゆる報奨的な性質も加味されてゐる。そういう意味において、一面加味されてゐる社会保障的な性質については、全般的として調整をしなければいけないのじやないか。すなわち官吏だけ特別な恩給という制度があることにつきまゝして、一般の被用者の問題について、そういう面を調整したらどうか、こういう問題がそこに現れてゐるわけでありまして、これは将来根本的にいろいろ研究さるべき問題でございします。一応そういうことで総合調整して行きます。

○岡(良)委員 厚生大臣にお尋ねしたいのであります。先般政府から、恩給、年金等を三千七百円ベースから六千三百円ベースに引上げる法律が提出されております。一方社会保障制度審議会が保険財政の赤字克服のために緊急立法を必要としながら、これがたな上げとなつて、依然として保険財政は苦しい状態にあるということで、官公吏に対する恩給年金等は、いち早く総合調整を越えてむしろ引上げられてしまつた。一方膨大な国民の健康の保障のための健康保険制度の赤字財政が、非常に不統一ないろ／＼な苦しい財政状態を續けてゐることは、まづた官民等というように思想の端的な現われのように思われますが、大臣はいかがお考えになりますようか。

○林田務大臣 ただいまのお話ごもつとものことだと考えますが、目下研究中でありまして、正確なことを申し上げるだけの材料はここに持合せがございません。

○岡(良)委員 覚書の第九項でございしますが、家族の扶養及び教育の責任並びに最低賃金制との関連を勘案し、家族手当をこの制度に包括すべきであるとうたわれておりますが、この意味は具体的にどういふ意味でございしますうか。

○小島説明員 現在、御承知のようにわれ／＼の俸給には、俸給のほかには家族手当というものが入つてゐるわけでありまして、この家族手当が給與と賃金の形態において概念上はつきりいたしません。一つの生活給みないなものがあつて、賃金の形式において支給されておるわけでありまして、それから将来の社会保障制度というものを考える場合におきましては、結局多子家庭の場合におきましては、非常に生活が困難

するといふ実情が現在あるわけでありまして、それが一部におきましては、現在の賃金形態におきまして、家族手当というような形式で出てゐるわけでありまして、この問題は社会保障とかわりまして、関係が深いのでありますから、社会保障を考慮する場合におきましては、それらの点をも考慮して研究しなければならぬ、こういうことが結論に出ておるわけでありまして。

○岡(良)委員 給與課長にお尋ねいたしますが、こういうふうな形で社会保障制度審議会では、今事務局長も言われたように、最低賃金制というものが社会保障の密接不可分な前提となつておるのであります。しかし現在のところこの最低賃金制というものは、労働組合等においても広汎にその確立が要求されておるが、実施されておらないようでありまして、この点について何かその実施を妨げる具体的な事情があるれば、この機会に承りたいと思ひます。

○宮島説明員 お答え申し上げます。最低賃金が今まで実施されなかつた理由を、私も次のように説明して参つて来ております。それは結局今まではインフレーションの高進がはげしかつたために、経済状態もきわめて不安定であり、従つて有効適切な最低賃金制度が技術的に不可能である。こういうふうな考へてその設定を見合はして来たわけでありまして、ただ最近の経済情勢から申しますと、一応インフレーションもその進行状況をきわめて緩慢にして来たといふふうな考へられますので、そういう点からこの最低賃金の実施が可能になつたのではないだらうかと思つておるわけでありまして、このことについては、すでに労働基準法

でその設定のいろ／＼な手続については規定を設けております。この規定に従つて最低賃金が設定されるべきかどうかといふことを研究すべきである。こう考へまして、御承知の通り二十五年度の予算におきましては、最低賃金を審議するための賃金審議会の費用を計上して、ただいま御審議願つておるわけでありまして、従ひましてこの予算が通りまゝと、それを審議するための審議会は発足できるのではないだらうかと思つております。この審議会において、今のような経済情勢とにらみ合せて、最低賃金が実施できるかどうかといふことを御審議願つて、その結果に基づいて労働大臣は、実際の制度を始めるかどうかを決定することになるだらうと思つております。

○岡(良)委員 それでは先ほど小島事務局長のお話にもありましたが、日本の賃金給與体系が非常に不分明な面がある。まづたこの通りであります。が、かりに労働省給與課といたしましては、これは社会保障制度と非常に密接な関係があるものであります。この生活給と能率給というふうなものは、どうせ総合された形に於いて賃金、給與が決定されると思ひますが、そういう場合、被扶養家族といふものは妻と第一子といふふうな限定されるものですか、それとも現行のように全扶養家族に対して手当を支給すべき建前をとる方が至当と思ひます。その点を伺ひます。

○宮島説明員 給與として生活給をいかに考へるべきか、特に生活給的な色彩の強い家族給をいかに考へるべきかといふ問題につきましては、私ども技術的な研究の結果によりまゝと、そ

の水準ときわめて深い関係があるように考へております。大休家族手当制度というものは、各国においてきわめて一般的に普及してゐる制度であります。ただアメリカにおいては、そのほかのほとんどの国に比べて、家族手当というものは普及してゐるようでありませんが、その家族手当は資金として支給されておるのではなく、多くは社会保険的な形で支給されておるものであります。そういう面から考えますと、わが国の家族手当制度について、現在は相当検討しなればならない段階に來ておる、そういうふうな考へておるわけですが、大休資金というものがもしノーマルな経済のもとにおきますならば、やはり労働者のその家族も含めた最低生活費を上まゐる程度の資金が支給されるということが、もちろん理想でありまして、現実にはそういうことが実現されて來ておるのでありますけれども、わが国の実情を申しますと、終戦後のあの生産がほとんどとまり、インフレーションが非常に高進した、そういう時期の水準、支拂い能力から申しますると、労働者の生活費をカバーするような資金が支給できないという実情があったわけでありまして、そういうときを經過して現在に至りましたので、社会保障制度もあまり完備してゐなかつた。そういうことを反映しまして、結局給與として家族手当制度というものが入つて來た。こういうふうな考へなければならぬのではないかと考へておるんですが、家族手当として支給すべきその家族数は何人とするべきかという問題についての決定的な答へはないのではないかと考へておるんですが、結局普通の

資金であれば、その家族も含めて労働者の生活費を上まゐる資金が支拂われたい。御参考までに申し上げますと、大休今までの最低資金というものを考へる際に、アメリカでも、あるいはニュージーランドやオーストラリアにおきましても、その家族は大体三人ないし四人程度のものを考へた最低資金制度が考へられておまして、それが一律の最低資金制度として実施されて來ております。そういうふうな中で、家族の生活費も含まれてゐる、こう考へていふと思つておるわけですが、ただそれはノーマルな経済のもとにおける一般資金水準から言へることでありまして、わが国の実情では、まるめた資金として、家族の生活費も含めて支給することが困難であるという事情がありまして、これを反映しまして、家族手当の支給ということが始まつたのであります。そういう意味から資金をできるだけ少く支給するために、実際の扶養家族数に応じて家族手当を出すというところがそのことを達成できる。こういう関係から実際の家族数に応じて家族手当が支給される。こういう形になつておるようであります。

〇岡(真)委員 私どももそう願つたのであります。実は最近になりましたが、社会保障制度の実現というところが、事業主や資本家団体の会合等においても盛んに決議される。その理由の一つとして大きく取上げられておるのは、現在の家族手当の支給というものが、事業家にとつては非常に負担であるというふうな底意から叫ばれてゐる傾向があります。ところが、これは

〇澤(孝)委員長 失業の状況につきまして、本年度と明年度の見通しを申し上げたいと思つておる。御承知の通り、昨年までは、いろいろ議論はございましたけれども、失業状況はそれほど深刻でなかつたというふうな思つたのでございまして、昨年に入りましたから、ことにドッジ予算の実施に伴ひます経済界の動向、あるいはそれに關連いたします行政整理、企業整備等の結果、昨年の七、八月ごろから失業状況は一段と深刻化しつつあるように考へられるのでございまして。この状況を数字的に、たとえば失業者の数の推移等で現わせますと非常にいいのでございまして、現在の失業者の定義ありは、その統計に現われて來る数字といふような事情が明瞭を欠いたために、必ずしもこれをもつてその傾向を現わすことはできないのでございまして、大休失業保険の受給者の数でありますとか、さらに各工場、事業場におきます労働者の採用あるいは転退職の状況でありますとか、あるいは公共職業安定所に現われて参ります求職者の数、あるいは安定所の紹介によります就職者の数、そのほかには企業整備の状況、こういうような数字を見ますと、ただいま申し上げましたように、昨年の八月ごろから一段と失業状況は深刻化しつつあるというふうな考へられるのでございまして。これらの数字につきまして、御希望があれば後ほど御説明いたしたいと思います。これは、昨年度労働省の所管といたしまして

ては、失業保険、それから公共事業に対する失業者の吸収、あるいは失業対策事業による労働者の吸収、こういうふうなことに参つて、できるだけ限りに努力して参つたのでございまして、失業者の職の間の生活を保護するよう努力して参つたのでございまして、が、明年度の予算におきましても、失業対策事業あるいは失業保険等によりまして、これらの失業者の職の間の生活の保護にできるだけ限りの努力をいたしまして、失業の激増に伴ひます社会不安の解消に努めたいと考へてゐる次第であります。もちろん失業の最終的解決は、一般民間雇用量の増加にまたなければならぬのでございまして、これは全体的な経済政策の進行促進によります雇用の振興等を中心に行なはなければならぬのでございまして、これらによります失業者の吸収に至ります間の措置をいたしましては、ただいま申し上げましたような方法によりまして、できるだけ限りの失業者の生活保護に努めたいというふうな考へております。内容が非常に広汎になりますので、いたしたいと思います。

〇岡(真)委員 昭和二十五年の推定失業者またはその吸収計画等について、具体的な数字の資料をお見せを願へれば、後刻でつけようでありますからお渡し願ひたいと思つておる。

それから実は私どもが生活保護法と關連して、失業問題について特に重視しますのは、御存じのように終戦後農村だけでも、大体二百五十万から三百万の人間を吸収しておると言われるのであります。これはいわば日本の伝統的な家族扶助の形で吸収されておるの

ですが、しかし私どもが身辺に最近見
ておるいろいろな事象から考えましても、
もはやこの家族扶助の限界を突破
せんとするといふふうな、非常に危険
な状況を実は感じておられるので、
これにつきましても失業問題に対する
適切な施策ができるだけ早く確立され
ないことには、最低の生活を保障する
という生活保護法が、まづたぐ泥沼の
中に身を置いたような形になろうとす
る危険を感じましたので、お尋ねを申
し上げたわけでありました。そこで今失
業対策部長のお話でありましたが、国
務大臣としての林大臣にお尋ねしたい
のですが、きよりの毎日新聞で、来年
度の対日援助が陸軍省では二億七千万
ドル、国務省では一億ドルを一応の目
安としておる。たか／＼二億ドルくら
いしか当てにできないのではないかと
いうことが報道されております。それ
でかりに日本の貿易が五億五千万ドル
程度あるとしたとしても、七億五千
万ドルないし八億ドル程度のことにな
りますので、そういうような線では日本
の経済を安定させるということになる
と、雇用量の増大よりも、むしろ経済
規模というものが非常に縮小して来る
のではないかと。こういうニュースを見
るにつけても、失業問題の深刻
化、同時にまた今日まで家族扶助の形
で吸収されておつたいわゆる離職者と
いう潜在失業者が、深刻な形をとつて
現われて来るのではないかと、このこと
を懸念するのであります。この新聞
によりまして、総司令部の方では、来
月の二十日まで日本経済の長期計画
についてのプランを提出するように指
令があつたということになっておりま
すが、こういうときにやはり失業問題

の解決と申しましようか、有効需要を
促進して雇用量の増大をはかるという
観点から、政府としては労働省その他
と緊密によく連絡をせられ、労働力の
適正な計画配置というふうなことを、
同時並行的に実施されるという姿でこ
の計画が打立てられることになってお
るのでしょうか。念のためにお聞きし
たい。

○林國勢大臣 たいま副委員長からの
お話の点につきましては、新聞でちよ
つと拝見したばかりでありまして、内
容につきましてもまだ十分にきわめて
おりません。それでもしかる援助が
非常に少いものといはしめたならば、
政府としては大いに今後労働省あ
たりと研究いたしまして、そういうこ
とのないようになつて行きたい
と考えております。なおその点につ
いては、具体的事柄についてよく存じ
ておりませんから、また機会があつた
らお答え申し上げます。

○岡田委員 この機会に厚生大臣か
ら言明を得たいと思つてあります
が、実はこの生活保護法の大改正が
話題となりましてから、国立療養所
療養中の患者さんから、私も委員
が、それ／＼相当数の手紙を受取つて
おるのであります。その手紙は、生活
保護法の改正は反対である。なぜか
ならば、生活保護法が改正されること
になると医療内容が低下する。ある
いは生活保護の適用を受けているわ
れが、その保護から除外される。あ
るいは生活保護の取扱ひがきわめて官
僚化する。等々の理由をあげて、反対
の陳情のような意思表示を受けてお
るのであります。ただ私どもはこの法案
を拜見いたしましたして、むしろ患者諸君

の方が少し思い過ぎではないかと思つ
ておるのでありますけれども、かなり
力強くそういうふうな気持ちを訴えて来
ておられますので、現在国立療養所に
は、生活保護の対象となつて療養中の
者が全患者の四五%を占めております
ので、これらの患者の諸君に対して安
心を与えていただくためにも、本法の
改正以後においても、医療内容の低下
とか、またまた療養を欲し、療養を必
要とするにかかわらず、生活保護の対
象となることから漏れるということが
絶対にないといふことを、どうかこの
機会に厚生大臣から御言明をいただき
たいと思つております。

○林國勢大臣 たいまのような事実
を、私どもの方としてはまだ耳にいた
しておりません。従つてそういうよう
なことが万あるといたしましてな
らば、厚生省としてはこの点について大
いに留意しなければならぬと考えま
す。現在においては現状と少しもかわ
りはないのでありますから、その点に
ついては御安心を願つてつけようだろ
うと思つて、もしそういうものが
あるものとしたらしたならば、十二
分に注意をいたしまして、かかると
のないうちにいたしたいと考えてお
ります。

○丸山委員 今岡委員から御発言にな
りました診療内容の低下を患者がおそ
れておるといふことは、——私もこ
にたくさんの患者からの書類を受取つ
ておりますが、その中にこういう文句
が書いてあります。診療内容が今度の
改正によつて非常に制限を受けるため
に、内容が低下する危険がある。そ
の低下は健康保険並、または国民健康
保険並までも低下するといふこと

が書いてある。さうにいたします
と今まで行われておつた医療は、健康
保険並あるいは国民健康保険並よりは
はなはだ高等な、あるいは行き過ぎ過
ぎた治療が行われておつたのではない
かといふふうにするも、私はこの文章
を見て感じておつたのであります。こ
れは、実情はどうかであつたか、お伺い
したい。

○本村(忠)政府委員 現在においても
医療内容については、国民健康保険の
あります所は国民健康保険によること
になつておりますし、それのない所
では健康保険によるということになつて
おります。その内容が国民健康保険
よりは上であるといふことはありませ
ん。従つて今度とりました措置は、従
来やつておりましたことを法文にうた
つてその内容を明らかにするといふ
だけであります。ほかに他意はないわ
けであります。

○岡田委員 国立の療養所の患者さん
からの御心配については、私ももの
方も数々の陳情が出ておりますけれど
も、その一つで特に厚生大臣にこの問
題では私どもたぐい／＼お目にかか
つて聞きたいと思つたのですが、今度改めて
健康法の中に施設の長がその保護を打
切る、あるいは変更をするといふこと
についての発言をするといふことが出
ていたわけでありまして、さういたしま
すと、ただいまの病院内における患者
自治会等の運動に活動しておるよう
な患者、病院長の意見とは違つた意見
を持つておる患者等が、施設の長と意見
が衝突したために、保護が打ち切れ
るといつたようなことが起ります。こ
れは昨年の秋の定員法による療養所の職
員の首切りに対して動いた患者自治会

に対する当局の処分を見ておると、こ
ういふ心配は杞憂ではないといふこと
が思われるわけなのです。こういう條
文をつくつたために、ほんとうに診療
をしなればならぬ患者であるにもか
かわらず、さういつた施設の長の意
見が採用されて、一方的に保護を打ち
切られるといふようなことが起る危険
もあると思つておられる。この点
についてはどういふ御意見を、お考えに
なつておられますか、お聞きしたいと思
います。

○本村(忠)政府委員 この法案では、
一つの保護施設の長が、保護すべきも
の保護を打ち切るということとは全然
考えておりません。保護をするかしない
かといふことは、すべて市町村長が
きめることになつております。保護施
設の長はこれをとやかくすることはで
きないことになつております。この保
護施設につきましても管理規定を設け
ることになつており、管理規定は都道
府県知事の認可を得てきめることにな
つておりますが、その管理規定には、
保護施設の中におきまして保護を受け
ております者は、保護施設の長によつ
て指示等がなされるだけでありまし
て、保護施設の長が適当に保護を打ち
切るとか打ち切らぬといふことは全然
ございせん。

○岡田委員 次には保護法運営上の
今度の予算のことについてお伺いいた
したいのです。今度の改正法案により
まして、国、県あるいは市町村の負
担区分が明確にうたはれております
が、本年度の生活保護法運営上の繰上
算と、さうして推定といふことにはな
りましようが、県及び市町村の負担が
数字の上でどういふ程度のことになる

のですか。

○木村(忠)政府委員 ただいまのとこ
ろ国の負担する百五十億に对应いたし
まして、地方の市町村並びに府県にお
ける財源といたしましては、平衡交付
金の算定の際に、その点を十分考慮は
いたしますが、平衡交付金を配付いた
すように地方自治庁と話し合いをいたし
ております。

○岡(寛)委員 昨年の民生委員の全国
大会でも、そういう決議はいたされて
おるようでありましたが、特に今度は法
律の精神をきわめて画期的に改正をし
て、国民の生活困窮者に対する最低の
生活を国の責任において保障を與える
ということが明確にうたわれている以
上は、当然これは国が全額を負担する
というところまで行くのが至当ではな
いかと考えております。この生活保護
制度の改善強化についての勧告等を見
ましても、やはり市町村その他の負担
の軽減がうたわれておりますが、今度
の改正を見ますと、いろいろ機構や制
度や身分等についての改正はありますが
が、予算はそのまたな上げになつた
ような感じがいたしますので、その辺
のところをひとつ伺いたいと思いま
す。

○木村(忠)政府委員 この点につきま
しては、一昨日も御説明いたしましたの
であります。今回のシャープ博士の勧
告による地方税制の改正に伴いまし
て、市町村の財源というものは非常に
大きくなりますが、それに反しまして
国の財源は非常に小さくなつてゐるわ
けであります。従つてそれらの面から
いたしますと、これらの地方の民衆に
非常に密接な関係のある分野につきま
して、地方の方に負担が増すというの

が普通の考え方であらうと考えており
ます。従つてそういうような関係から
して、従来通りになることになれば、
中央の方の負担が重くなるという形に
なりますので、この際はとりあえず従
来通りの形をとつております。しかし
もちろんこれにつきましては、その後
の実際の状況を見た上で、今後の負担
については十分考えなければならぬ。
と申しますのは、中央と地方との財源
の状態、仕事の制振りというものが、現
在地方制度審議会で審議されておるま
すので、それによつて、われ／＼とし
ては中央と地方との仕事の区分とい
うものをはつきりさせまして、これに
応じて、これらの負担区分のことにつ
いて、これら負担区分のよう次第
であります。

○岡(寛)委員 今度のシャープ勧告に
よる税制改革案のうち、地方税制は目
下衆議院でも審議中でありましたが、現
在のところあの改革案では住民税は約
二倍半、それから固定資産税の名のも
とに減価償却し得る資材等も含めて、
家屋地租等も約三倍半の増加になつて
おります。なお附加価値税というがこ
ととも、これは私どもとすれば取
引高税以上の悪税ではないかという感
じもいたしました。決して地方民の負
担というものは軽くなつておらないと
思う。軽くなつておらないで、地方財
政において多少の収入増が見込まれ
るということは、結局地方民自身の負
担が重くなつたことを意味するにすぎ
ないものであつて、われ／＼として、
今後大幅な改正をやる以上は、当然国
も大いに奮発してやるといふところま
で行くべきではないかと考えているわ
けであります。一応私どもの党の立場

からするこの法案に対しての総合的な
質疑は、これで打切ることになつた
すが、なお逐條ごとに堤委員から後の
機会にお尋ね申し上げることになつて
おりますので、私の質問はこれで打切
ります。

○松永委員長代理 速記をやめてくだ
さい。

○松永委員長代理 速記を始めてくだ
さい。丸山委員。

○丸山委員 林厚生大臣にお伺いした
いと思ひます。これはこの前社会局長か
ら一応の御答弁があつたのでござい
ますが、どうも明確でありませんので、
この際さらに大臣から明確なる点をお
示し願ひたいと思ひます。というのは
生活保護法の中の医療でございませ
う。この医療は法文の内容を見ますと、社会
保険のいろ／＼な施設、あるいは方針に
従うという文句が数箇所に現れてお
るのであります。ところが生活保護法
と申しますものは、国民の最低の生活
を保障するものでありまして、従つて医
療の内容といふものは最低の医療とな
つて来るべき性質のものではないかと
私は考えるのであります。社会保険の
医療内容と申しますものは、もちろん
必要なる限度ではございしますが、決
して最低といふことはうたつてない。こ
れは保険でございしますから、保険の範
囲内において、たとえば結核は何年間
の給付で打ち切るというやうなこと
が、いろ／＼起つて参ると思ひるのであ
ります。しかし生活保護法におきまし
ては、最低の医療ではあるが、そうい
う制限があつてはならない。何年にお
たりまして、その最低の医療を受け
なければならぬ必要が続くうちは、給

付して行かなければならないというよ
うに、社会保険医療と生活保護法の医
療といふものは、根本的に相違して
おると私は考えておるのであります
が、その点いかがでありませうか。
明確に御答弁を願ひたいと思ひます。

○林國務大臣 ただいま丸山委員のお
尋ねになつたことは、さきに社会局長
から答へた通りでございまして、大臣
としてもその答弁に対しては責任を持
ちます。

○丸山委員 それでは社会局長にもう
一ぺんお伺ひしたいのであります。が、
ただいま申し上げたように、医療とい
うものに関する理念が、根本的に違つ
ておると思ひます。この社会
保険医療の方針と、最低の生活を保障
する医療とは、若干その間に差がな
くしてはならないと私は考へる
のであります。いかがでありませう
か。

○木村(忠)政府委員 理論としてはお
説の通りかと思ひますけれども、實際
に現在の事情からすれば、われ／＼と
しては、国民健康保険程度の医療は
たさなければ、最低の医療をいたして
おるとは考へられないのであります。
従つてわれ／＼としてはその線を確保
したいという考へを持つものでありま
す。

○丸山委員 社会局長の御答弁により
ますと、現在の保険医療は最低の医療
であるという発言があつた。これは、
不幸にして保険局長はお見えになら
ないので残念であります。ちよつとお
かしいと思ひます。保険局において
は、これが最低の医療なりという御発
言は今まで一回もなかつた。しかるに
社会局長から初めて現在の社会保険医

療は最低の医療であるという発言があ
つた。それに間違いありませんか。
○木村(忠)政府委員 われ／＼として
は、この程度のものは最低のものとし
て確保したい所存であります。

○丸山委員 次に、これはこまかい点
になりますが、四十九條の医療機関の
指定でございします。これを拜見いたし
ますと、医療を担当させる機関を指定
する、かように相なつております。実
はこのほかのいろ／＼な事項を見ます
と、先ほど申し上げたように、社会保
険の医療システムを準用するといふこ
とが強くうたわれておりますが、社会
保険の考え方といふものは多年の経
験、いろ／＼な法令、政令等によつて
整備をせられておるのであります。し
かると生活保護法においては、そうい
うことが行われておらなかつた。今ま
では野放しの医療であつた。これに對
してある一つの規格を與えることは当
然必要だと思ひますが、そのためのな
が、あるいはそれをただ準用するとい
う意味からか、はなはだ不徹底な條項
が数箇所に見当るといふことを私は考
へるのであります。第四十九條もその
一例でございします。四十九條には医療
を担当させる機関を指定するとありま
すが、社会保険の方では、医療を担当
する者を指定することになつておりま
す。従つてその機関が他の條文によつ
て取消されるという場合には、そこに
勤務しておる者全部が取消されること
になります。診療を担当する者を指定
するならば、不良な者のみを処分する
ことができるわけですが、機関という
ことになると、責任の所在が不明確に
なるので、どういふわけであらう
うことにされたのですか。

もう一つは、本人の同意を得てという事になつておりますが、これは本人の申出をまつてという意味でございますか。ただ一方的に、厚生大臣あるいは都道府県知事がある者を指定したと考へた場合に、その本人が同意するかどうかという事を極めて指定するといふ意味でございますか。その点を明確にしたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 社会保険の場合と異なりまして、医療機関という言葉を置いておきますのは、新しい用語例でございます。今後におきましてはおおむねこの用語例に従うことが原則になつております。さう御了承願ひたいと思ひます。第二の点につきましては、こちらからお願ひしまして、御同意を得まして指定するという事で御了解願ひたいと思ひます。

○丸山委員 さうになりますと、この法律はかなり官僚的な色彩が強いといふことが考えられるのであります。申入れをまつて、その同意を得た形にして指定することになりますと、診療を受ける患者側も医師の選択の範囲が広くなりますし、その指定が広がる可能性がありますが、一方的に厚生大臣または都道府県知事が本人の意思を徴することなく、ただお前を指定したから同意しろというような形で診療機関を指定する場合には、ごく少数の診療機関を指定する危険がある。こういうことは無差別平等の原則にも反しますし、また医療を受けんとする患者が、医師を選択する上にも制限を受けるという結果が起るのであります。これに対して私は非常に不満でございますが、いかがお考えになりますか。

○木村(忠)政府委員 同意を得てというようにいたしておりますのは、この法律によりまして各種の制限を受けますので、こちらから一方的に指定するという事は適当でないで、同意を得るという事にいたしましたわけでありまして、従いまして、われ／＼といたしましては、できるだけの範囲で適当なものすべて指定いたすようにいたしたいと思ひます。ただその場合に、本人がいやがるものをむりやりに指定するという事は適当でないで、同意を得るということにいたしました次第でございます。

○丸山委員 今のお話は非常に広くなさるうにも聞えますが、しかしこれは強断でありまして、必ずその間にいろ／＼弊害が起ることは当然であると考えます。これは当然これを担当したいという医療機関、あるいは医師、あるいは歯科医師等がそれを申し出て、その申出について適当であるかどうかを考へて、これを指定するという線に持つて参らなければならぬと私は考へておりますが、いかがでございますか。

○木村(忠)政府委員 この点は運用の問題でございます。申出がありましたならば、われ／＼の方といたしまして、特にその医師に不適当な点がない限りは、当然同意を得まして指定いたすことに相なると思つております。

○丸山委員 次に第五十條でございますが、五十條は「厚生大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならぬ。」と書いてありますが、医療機関が懇切丁寧に申しますことは、どういふ意味でございますでしょうか。

○木村(忠)政府委員 ここで申しております医療機関は、そこに入つております医師その他の者を一切含めたものでございまして、すべて懇切丁寧にしなければならぬということになるだらうと思ひます。

○丸山委員 さうにいたしますと、医療機関に勤務している小使一人が、もし懇切丁寧に欠いたという場合に、その次の條項で、その指示に従わなかつた場合には指定の取消しを受ける危険があるのではあります。すなわち責任の所在がある二個人にある場合といへども、その機関の全部が処分せらるるという危険を生ずるのであります。こういうことはすなわち機関を指定することの罪でございます。これはある者を指定した場合においては、その者を処分すればいいのでありますから、さういふ不都合を生ずると考えます。いかがでありますか。

○木村(忠)政府委員 もし不適当な者がおりまして、その者がその機関の指定を取消さなければならぬほど不都合なことをするやうな場合には、当然さういふ人を解雇したしていただかなければ、その機関を利用するといふことにつきましては、いろ／＼と支障があらうかと思ひます。従いましてわれわれの方といたしましては、この点については今申しましたやうな考へておりますので、その支障はなからうと思つております。

○丸山委員 次に五十二條でございますが、これも健康保険、社会保険といふものをかりに借用して参つたためが現れたのではないかと考へるのでございしますが、指定医療機関の所在する市町村に国民健康保険があつた場合には、その国民健康保険の診療方針の例によると、かように書いてある。ところが御承知のように国民健康保険の診療方針といふものは、厚生省あるいは診療協議会その他において決定したものはなく、現存しておらないのであります。もしつくとすれば、それは個々の健康保険組合がつくるわけなのであります。従いましてその内容に至つては、全国一律というわけには参らぬ。また診療報酬といふものも、全国一律というわけには参つておらない。例が多いのであります。さういふものを全国一律にやらなければならぬ性質の生活保護法の医療に、その国民健康保険を準用するといふこと、あるいはそれがなければ健康保険に行く、それもいかなければ厚生大臣が定めるといふやうに、非常にば／＼な不明確な規定でございますが、この点はいかがでございますでしょうか。

○木村(忠)政府委員 現在といたしましては、地域的には多少ば／＼になつてしまつても、その地域におきます各種の状況を判断いたしまして、そこでその周囲の状況に合うやうなふうにしたのが、われ／＼の考へておりますところの行政の原則ではないかと思つております。他の状況を考へないで、全国一律にするといふことは適当でないものであります。すべて物事はその土地の状況に合うやうにするやうにいたさなければならぬと考へております。従いまして現在におきまして、一応この方針をとつておるのであります。その方針を法文をもつて明らかにするといふのでございまして、これが今のところ最も妥當な考へ方だらう。

○丸山委員 將來国民健康保険が全国的に施行されるやうになりましたならば、当然全部国民健康保険の規定で行くのが適当であらう。現在のところではかやうに考へております。

○丸山委員 その土地の状況に合うやうにという御答弁でございますが、これは事実御承知であらうと思ひますが、国民健康保険の診療報酬と申しますものは区々でございます。現在国民健康保険においては乙地十円となつておりますが、私の調査いたしましたところにおいては、国民健康保険の単価は、ある所においては一定の單価が十二円で行われておる所もあり、あるいは八円で行われておる所もあるであります。さういふやうな場合に、普通の健康保険の基準でありまして十円を上まわつたところの、その土地の国民健康保険の診療報酬がこの條項によつて使われるかと申しますと、私想像するところによると、この二項にある、及びこれによることを適当としないときは厚生大臣が定めるといつて、御自由にお定めになつていふやうに考へられるのであります。しかるに一方それが健康保険の水準以下である八円といふことが定められてある場合には、無條件に国民健康保険の診療報酬を採用する。こういうことが必ず行われると考へるが、いかがでございますか。

○木村(忠)政府委員 この点につきましては、われ／＼はさういふやうに行わないつもりでいるのでございします。

○丸山委員 次に五十三條であります。五十三條は「診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し」といふ條項があるものであります。これは私ぜひ必要

な條項だと考えております。事実私が今まで経験しているところによりますと、生活保護法の診療内容は、はなはだ残念なことではあります。不徳なる医者があつたために、非常な龐大な請求書を出しているという事実は、最低の医療であるといふ点に、いかとさへ疑われるものがあるといふことは間違いないのであります。従つてこれの請求書を随時審査する必要があることを私は痛感するものであります。この條文をもつてするところの都道府県知事が随時審査するといふことは、なお私は十分であると考えます。これは常置的の医療内容を審査するところの機關をつくる必要があると考えるのでございすが、いかがでございしますか。

○本村(忠)政府委員 この点につきましては、全部第一審査するといふことにはいたしません。その医療費の支拂い等に遅延を来すといふこともあろうかと存じます。一応随時審査するといふことでやつてゐるわけでありす。しかしこれにつきましては、はなはだしく不当な場合におきましては、全面的に審査しなければならぬといふ場合もあり得るかと思つてゐる。ございまして、そういうようなところから、こういう規定にいたしてゐるような次第でございします。

○丸山委員 ただいまの御答弁によりますと、はなはだしく不当なるものを審査するといふお話でございすが、はなはだしく不当なる診療報酬の請求書を発見いたしますのは、これは当然市町村長に提出せられますから、都道府県知事が発見するよりは、市町村長

が発見することが多いのであります。しかしらば都道府県知事が審査することなく、市町村長の申出によるか、あるいは市町村長が特に審査を要求した場合に都道府県知事がやるというふうなことに、これを改める必要があるのではないかと考えるのであります。その点に、いかがでございしますか。

○本村(忠)政府委員 これにつきましては、われ／＼の方針をいたしましては、できるだけ全般的に審査いたすようにいたしたいと思つてゐるのでございします。都道府県知事にやらすようにいたしたものは、市町村長ではこの審査につきまして十分な能力を持ち得ないのではないかと。むしろこれは都道府県知事にやらせる方が適當な審査ができるというところから、都道府県知事にやらせるのであります。これにつきましては、できるだけ多くの審査をいたしまして、不当な支出がされることのないようにいたしたいと思つてゐる。

○丸山委員 なお十分でございまして、市町村長が審査する能力がない云々といふことでございすが、事實は今までどういふふうに行われておつたか。これはすでに行われてゐる事実があるのではありません。その土地の医師会と協同いたしまして、市町村長がこれを一応見まして、市町村長の権限においてというわけではあります。市町村長とその土地の医師会との申合せによりまして、一応下審査をいたしまして、これに對して健康保険におけるがごとく、点数を限定するといふ権限はございせんけれども、これに對して医師会が勧告を與えるといふようなことが、現に存在してゐるのであります。

す。そういうふうなくないに、県知事がただ権限を持つといふことだけでは、非常に稀薄でございまして、どうしても直轄してゐるところの市町村長が、これにタッチする必要があると私は考える。それに対して何らかの方法を講ずる必要はないかと考えるのであります。

○本村(忠)政府委員 ただいま御指摘になりました点は、われ／＼といたしましては先般来そういうような審査の組織をつくりまして、審査させるように指導いたしてゐるわけでありす。大きな市等におきましては、これは市にはそれ／＼能力がございします。これにつきましては都道府県知事から市町村長に委任いたしまして、その審査をやらせるようにいたしてあります。今後ともやはり同様にいたしたいといふふうで考えております。

○丸山委員 次に五十四條に、報告及び書類の検査をすることができるといふことがありますが、当該吏員といふのはどういふ吏員でありますか。これは医師たる資格のない都道府県における吏員といふことになりす。診療録を検査するといふことは、相當の弊害をかもす危険がある。またその吏員が検査した場合に、患者の秘密を知つた場合、これを漏洩したことに對する罰則規定がないのであります。これは健康保険その他にもこういう規定はあつてゐる。そういうものは今規定してないのはどういふわけでありすか。

考えております。その他の者にやらせる考えではありません。なおこれにつきましては、公務員法によりまして処置するといふことになると思ひます。

○丸山委員 ちよつと元へもどります。五十一條に指定取消し処分のことがあります。これは社会保険において、その人間のやり方が悪いという場合に指定を取消しすといふときは、社会保険審議会でも処分をするかといふ大綱をきめるという規定もございす。あるいはそれ／＼に對して処分を問ふといふようなこともございす。この條文においては何らその規定がないのであります。従つて処分せられる者にとつて、これを陳弁する機会が何ら與えられておらない。この規定が何もないのであります。これははなはだ一方的な処置だと私は考えますが、生活保護法医療審議会というよなものをつくつて、それに諮問して処分をする。あるいは処分するのないうちの條項のあつた場合には、こういう処分をするといふ大綱をきめる組織が必要であると考えますが、いかがでしようか。

○本村(忠)政府委員 この指定の取消しにつきましては、この指定の制度全体から見まして、一応そういう特別な組織をつくる必要もわれ／＼としましてはなからうかと思つております。なおこれに對します救済法としましては、結局行政事件訴訟特例法によりまして、これに對するところの救済措置は講ぜられるように思ひます。

○松永委員 代理 それでは渡部委員。○渡部委員 生活保護法の問題は、今日特に重大性を帯びて来たわけなので、この原因は要するに國民の殊に勤労者が食えなくなつてゐる。單に食えなくなつてゐるだけじゃなくて、健康も破壊され、またみずから自殺さえもしなければならぬような状態にある。こういう現実の上に立つて問題の重要性が起きて来たのだと思ひます。そこでこの法案が実施されるためには、やはりこういう客観的な事實と関連してのみ適當に考えられなければならないわけでありすが、この場合に、先ほどから岡委員を初め、失業者数の問題あるいは失業状態の問題が提起されておられるけれども、どうもはつきりした答弁を得られなかつた。しかしながらただ一つ重要なことは失業対策課長が言われた、これは統計に現れた数字では、失業の現状といふものがはつきりつかみ得ないのだといふことを明言された。これは大臣もすべての委員諸君もお聞きの通りであります。それだとすれば、政府の代表である形で労働大臣が委員会においても、本会議においても、現在失業者は三十万ないし四十万のところを上下してゐるというやうなことを常に言明しておられた。その点についてそういう数字が現実を正確に、もしくは大づかみにでもはつきりつかめる形では現れてゐないのだと言われた失業対策課長の言葉から見ても、大臣はどういふふうと思われま

か。○林國務大臣 ただいまお話の失業者の問題につきましては、まず三十万ないし四十万くらいのものであらうとい

う推定のできましたゆえんは、私はよく存じておりませんけれども、今までにおよそそれだけのものではあるというところに基いた対策を労働者がやつていくことは事実であると思ひます。

○渡部委員 それが政府の政策立案の場合の基礎的な数字になるとすると、ここに相当重大なる問題が起きて来るように思ひます。たとえば二十一年の六月にこういふ政府発表があつて、それが時事年鑑に載つてゐる。そのときの政府の発表機関は、労働省がなかつたと思ひますから厚生省じやなかつたかと思ひますが、その点ははつきり私わかりませんが、時事年鑑によると、二十一年六月に五百五万人の失業者があるという発表である。これは厚生省が発表されたこととすれば、そのことに關連して次のことも聞かなければならぬと思ひます。二十一年に五百五万人の失業者があるといわれた二年後の二十三年の暮になつて、企業整備、行政整理によつて新たに増加されると予想されることゝの失業者数が、百六十万ないし百七十万あるというように、これも政府から発表されてゐる。

また現実に二十四年の六月以降失業対策課長が、先ほど言つたドッジ・ライシがまさに現実の政策の上に反映されようとした時期にあつたので、百六十万ないし百七十万の失業者が予想されると言つたその半年後において、御承知のように、林大臣の政府において国鉄その他の官公労働者の首切りが行われ、これが数十万に達してゐる。さらに民間の企業が非常に膨大な失業者をこの時期以後出している。たとえば昨年の三月から六月までの間に、二十七年において約三千の中小企業が倒壊し

てゐる。この中小企業から約二十万の失業者が出てゐる。こういうふうな、政府のかつて発表されたもの、それから累次的に増加したて来ておる状態は、こういうものの中にはつきり示されてゐるにかかわらず、三十万ないし四十万の失業者ということが立案の對象基準になるとすれば、その立案政策というものが、非常に不確かな事実の上に立つて政策が立てられてゐるじやないか。ことに生活保護問題になつて来ますと、こういう不正確な事実の上に立てられたものであつては、その成果というものが非常に不確かなものになつて、生活保護法の精神が貫かれな

いことになると思ひます。この点について林大臣はどういうふうな考えられてゐるのか。ちよつとお尋ねいたします。

○林國務大臣 ただいまの三十万ないし四十万という数字は、當時の問題と考へておられます。それでただいまはかゝる質問された数字は、私もよく存じませんが、今局長に伺ひますと、厚生省から発表されたことではないように承知をいたしましたわけでありま

す。従つて、対策を講じます上におきましては、三十万、四十万というこゝによつて対策を講ずるのではなく、當時そういうことがあつたと考へて、その対策は別途の数字によつてできたものであると考へますが、労働省におけるその数字の問題などにつきましても、私よく存じ上げませんが、正確なこととはお答えできませんが、定めしそういう見地からお考へになつていらつしやるのではなからうかと、私も考へるわけでありま

す。○渡部委員 三十万ないし四十万というものが當時の数字であつて、ここから失業対策が立てられておる。失業対策事業に關する一切の政策が、大体においてこの四十万をどうするかという見地から立案されておることについて、林大臣が御存じでないはずはないと思ひます。これはもう耳にたこがで

きるほど、われ／＼として聞いておるわけなのです。そうだとすれば、こゝういふ失業対策の問題が、同時に生活保護法の問題と關連して来るのであるから、やはりその数字がはつきりわからなかつたといふことだけではなかつて、政策は三十万ないし四十万の失業者が當時あるといふことの上に立つてきめられておるのであるといふ点を、はつきりしてもらいたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 失業者数が三十万ないし四十万あるといひますのは、総理府の統計局の発表によりますとこゝろの労働力調査による数字であります。これは現実にある一定の期間におきまして、完全に就業しなかつた者の数が幾らあるかという推定でございます。従ひましてこの数字が、必ずしも日本における現実の失業者の数字に相なるわけではないのであります。御承知の通りに、日本の失業は潜在失業、失業が潜在するといふ傾向があるわけでありま

す。この傾向は、昔もございまして、現在でも同様にあるわけでありま

す。その状況がどうなるかといふことは一つの推定に相なるわけでありま

す。労働省といひましては、これに對して一つの推定を加へまして、対策を立てておられることと存ずるのでござい

ます。失業の数の中には、摩擦失業と申しまして、ある程度就業しなかつた期間のある者がいつもあるのが普通の状況でございまして、

この数字につきましては、常に対策を立てる必要はないのであります。だから失業対策は完全失業の数字そのものを基礎にして立てるのではないのでありまして、その他の数字を合せて立てるというふうになつております。三十万、四十万という数字を基礎にしてや

つてはおりますけれども、三十万ないし四十万に對する失業対策といふことは、全然違つたことを御存じ願ひたいと思ひます。

○渡部委員 政府の発表してゐる三十万ないし四十万という数字は、労働省の説明によると、一週間に一時間も就業しなかつた失業者だけを目当てにしてゐるのである。しかし一週間に一時間

も仕事をしないような状態にある人は非常に裕福な人でなければならぬのであつて、非常に有利な條件にある人でなければ、一週間に一時間も就業しないなんといふことはないわけであ

つて、そのいふ人さへも三十万ないし四十万もあるのだといふ現実は、政府の失業対策の立て方に非常なギャップを來してゐるといふふうに私たちは考へざるを得ない。現に数字でなく、具體的な点について考へてみますと、こゝういふ事実があるわけであ

つて、これは呉市の場合ですが、呉市から吏員が上京してわれ／＼の方へ陳情に來ておられるが、こゝういふことを数字をあけて発表されてゐる。呉市は、あのくらの町で今失業者が四万人あるといふ。それで、せめて月一万人の日雇いのわくをもらひたい。しかしそれを

するのには六億の予算が要る。国庫から四億地方から二億としても、呉市は税収が年一億しかない。つまり呉市では失業者の四分の一の日雇いのわ

くをつくるためにも、予算の二分の一しか税収がないといふふうな状態に置かれておるわけであ

つて、現に数字でなく、具體的な点について考へてみますと、こゝういふ事実があるわけであ

つて、これは呉市の場合ですが、呉市から吏員が上京してわれ／＼の方へ陳情に來ておられるが、こゝういふことを数字をあけて発表されてゐる。呉市は、あのくらの町で今失業者が四万人あるといふ。それで、せめて月一万人の日雇いのわくをもらひたい。しかしそれを

するのには六億の予算が要る。国庫から四億地方から二億としても、呉市は税収が年一億しかない。つまり呉市では失業者の四分の一の日雇いのわ

くをつくるためにも、予算の二分の一しか税収がないといふふうな状態に置かれておるわけであ

つて、現に数字でなく、具體的な点について考へてみますと、こゝういふ事実があるわけであ

つて、これは呉市の場合ですが、呉市から吏員が上京してわれ／＼の方へ陳情に來ておられるが、こゝういふことを数字をあけて発表されてゐる。呉市は、あのくらの町で今失業者が四万人あるといふ。それで、せめて月一万人の日雇いのわくをもらひたい。しかしそれを

するのには六億の予算が要る。国庫から四億地方から二億としても、呉市は税収が年一億しかない。つまり呉市では失業者の四分の一の日雇いのわ

くをつくるためにも、予算の二分の一しか税収がないといふふうな状態に置かれておるわけであ

つて、現に数字でなく、具體的な点について考へてみますと、こゝういふ事実があるわけであ

つて、これは呉市の場合ですが、呉市から吏員が上京してわれ／＼の方へ陳情に來ておられるが、こゝういふことを数字をあけて発表されてゐる。呉市は、あのくらの町で今失業者が四万人あるといふ。それで、せめて月一万人の日雇いのわくをもらひたい。しかしそれを

するのには六億の予算が要る。国庫から四億地方から二億としても、呉市は税収が年一億しかない。つまり呉市では失業者の四分の一の日雇いのわ

くをつくるためにも、予算の二分の一しか税収がないといふふうな状態に置かれておるわけであ

つて、現に数字でなく、具體的な点について考へてみますと、こゝういふ事実があるわけであ

している事実があるということではなく、その背後には、そのように多くの失業者が、生活にたえない人民層がつくり出されつつあるという事実を認識されているかどうかということである。

○林務大臣 たいだいまのときにおきまして、そういうような失業者がふえはしまいかということにつきましては承知いたしております。大いに憂慮すべきことと考えまして、政府といたしまして、これに対する対策を講じなければなりません。直接の問題につきましては、労働省がその衝にあたり、急場の場合におきましては、非常な困難者に対しては、労働省と言いまし、安定期間においては適当な措置を講じておられると思っております。

○渡部委員 そのような失業者が、あるいは貧困者が拡大してその現われが、職業安定所の最近のあいまいな傾向として現われて来るといふことを、御認識なされたとするならば、こういう問題に対する対策の一端として、生活保護法というものができなければならない。つまり国民の権利として、そういう食えない状態、あるいは生存できない状態に置かれておることを拒否する。あるいは生命権、生存権を要求するという国民的な権利によるものとして、生活保護法というものがつくられておるわけでありまして、しかしこういう状況——失業者が、あるいは食えなくなつておる国民が職を求めて、働く権利、生きる権利を求めて、職業安定所に詰めかけ、それを要求する。厚生大臣の方では、生活保護法その他によつてこれに

一定の手を打とうという。主観的には以前から大臣の言われる非常に温情的な立場からそれをなされておることは、はつきりわかりますが、しかしながら厚生大臣とは別の立場からは、同じ政府が、こういう状況にある労働者、職を求めている人たちに、生存権を求めている人たちに對して、非常に弾圧を加えておる。こういうことは新聞でも御存じでありましようが、この点は林務大臣の意向とは少し違つたように思いますが、その点はどうなんですか。

○林務大臣 たいだいま安定所の方に多数参られたという場合において、ただその事実をもつて、政府といたしましては弾圧を加えるようなことは考えられません。何かそれから派生的に出たような問題について、弾圧と言つては語弊があるかもしれませんが、ある程度の取締りというようなことはあつたかには存じませんが、われ／＼といったしましてはそういうことのないように、なるべく職業の與えられる者に対しては與えます。なお生活保護法によりますものは、その場合ただちにそのすべてのものを生活保護法に上るといふわけにも参りまじいし、手続上におきましても若干のずれというものが出て来るであらう。さらに困りのようでありまじいならば、區費所におきまして民生委員あたりと御協議の上で、生活保護法によらなければならぬものであります。先ほどおつしやいましたように、弾圧のようなことは、労働省あたりから命ずるようなことも、もちろんありまじいまいし、派的に起きたという場合において、取

締るためによんどころなくこれを取締つたといふことはあるかも知れませんが、何ごともないときにそういうような弾圧を加えることは、おそらく私どもはしないことと信じております。

○渡部委員 要するに非常な膨大な数、言われておるところによると、一千万から一億三千万ぐらいに達する潜在的失業者の動きが、その爆発点としてあいつところ、小規模な形で現在では差散しておるような形だと思つた。これは国民の生きる権利、または就業したいという熱烈な要求から出ていることなんでしょう。しかも現在失業者というものは、いろいろな方向に向いておるわけでありまじい。そういう形で職業を求めても、政府も認められておる。ほとんども十分に就業せしめることができない状態に置かれておる。大部分の者が、政府の、林大臣の主観的な意図にかかわらず、ほとんど生か死かの状態に追い込まれてしまつておるのであつて、ここからいろいろの問題が起きて来るわけですが、一方ではこういう人の中から、沖繩方面にどん／＼募集されて——日本の食えない失業者たちが、あるいは食えない人民層が、沖繩の方にどん／＼送られておるというわけが、あるいは報告がわれ／＼の方によく聞えて来ますが、大臣はこの点はお聞き及びでありますか。

○林務大臣 たいだいま安定所にあるところの者を沖繩の方にやるといふようなことは、私承知いたしておりません。ただ土木建築請負業者と申しまじい、その連中が仕事をさして行く場合においては、安定所よりおせわ申し上げて行くというやうなことがあつ

たかには存じまじいけれども、安定所に申し込んできたところの者を、安定所からただちに沖繩の方に連れて行くやうなことは、やつておるものとは考えておりません。

○渡部委員 それが事実どうかという問題よりも、労働者たち、ことに職業安定所に集まつて来る労働者の中に、それは労働委員会の問題じやないかと呼ぶ者あり、いや、厚生委員会の問題に關連する。こういうやうな空気があるということ、この点については十分考へてもらなければならぬと思ひます。そこでこういうやうな人たちは、日本の国の状態では、膨大な失業者群、あるいは人口を養ふことができない状態になつておるんだということの証拠であります。こういう失業者の中から、今度は他の面が現われて来ておるわけですか。どういふ面かという、現在働いておる人たちの、御存じのように非常に安い賃金である。しかもその賃金が遅配配してあるやうな状態であるが、一方はこういう工場の首切りがその中からどん／＼行われながら、他方ではこういう失業者が臨時工として雇われて、わずかに百五十円とか二百円とかいふ、話にならない賃金をもつて使われておる。この結果、臨時工自体の生活問題に關係して来る、同時にこういう人たちの家庭の、あるいは養育者たちの救済の問題といふものにも關連して来るわけでありまじい。しかしまた一層深刻な点では、そういう臨時工といふものがどん／＼雇われておる状態は、就業労働者の賃金一般を非常に低下して来るわけですから、御存じのように、こういうことがなされまじい、このことによつて就業

労働者の賃金が破壊されて来つた。この点については、林大臣ははつきり今首肯的に振られましたから、御存じであり同時にまた確認されておることと思ひますが、どうですか。

○林務大臣 場合によりましては、そういうやうに下つて来はしまいか。私も漸次いたすに低下するといふことについては、憂慮すべきことと考えまして、なるべくそういうことのないやうに、また適当な就職の得べき方面に向つて行かなければならぬのではないかと、その点につきまじい。政府といたしましては努力をいたしておるのであります。

○渡部委員 議事進行——私たいだいま渡部委員の御質問を聞いております。非常に雄大な構想から出ておられる。今までのところ三、四十分といふものは、実に失業問題、就職問題のみに終始してあり、いつ生活問題に來るか来るかと思つておるが、なか／＼来ない。今までの御質問のところはすべて失業問題である。生活保護といふものは、失業対策事業、公共事業などをたくさん起す、あるいは失業保険料で救済する面もある。そういうすべての失業対策によつて、あふれた人を救うのが生活保護の問題である。こういうことは政府御當局の御言明もありまじい。われ／＼の常識をもつてても明らかなんです。あまりに雄大過ぎて、前提が長過ぎるやうな気がいたします。できるだけ早く生活保護の問題の中心に突入されんことを委員長から御注意願ひます。

○渡部委員 今の御発言によると、私が生活保護法問題に關連がないことを

している事実があるということではなく、その背後には、そのように多くの失業者が、生活にたえない人民層がつくり出されつつあるという事実を認識されているかどうかということである。

○林務大臣 たいだいま安定所の方に多数参られたという場合において、ただその事実をもつて、政府といたしましては弾圧を加えるようなことは考えられません。何かそれから派生的に出たような問題について、弾圧と言つては語弊があるかもしれませんが、ある程度の取締りというようなことはあつたかには存じませんが、われ／＼といったしましてはそういうことのないように、なるべく職業の與えられる者に対しては與えます。なお生活保護法によりますものは、その場合ただちにそのすべてのものを生活保護法に上るといふわけにも参りまじいし、手続上におきましても若干のずれというものが出て来るであらう。さらに困りのようでありまじいならば、區費所におきまして民生委員あたりと御協議の上で、生活保護法によらなければならぬものであります。先ほどおつしやいましたように、弾圧のようなことは、労働省あたりから命ずるようなことも、もちろんありまじいまいし、派的に起きたという場合において、取

締るためによんどころなくこれを取締つたといふことはあるかも知れませんが、何ごともないときにそういうような弾圧を加えることは、おそらく私どもはしないことと信じております。

○渡部委員 それが事実どうかという問題よりも、労働者たち、ことに職業安定所に集まつて来る労働者の中に、それは労働委員会の問題じやないかと呼ぶ者あり、いや、厚生委員会の問題に關連する。こういうやうな空気があるということ、この点については十分考へてもらなければならぬと思ひます。そこでこういうやうな人たちは、日本の国の状態では、膨大な失業者群、あるいは人口を養ふことができない状態になつておるんだということの証拠であります。こういう失業者の中から、今度は他の面が現われて来ておるわけですか。どういふ面かという、現在働いておる人たちの、御存じのように非常に安い賃金である。しかもその賃金が遅配配してあるやうな状態であるが、一方はこういう工場の首切りがその中からどん／＼行われながら、他方ではこういう失業者が臨時工として雇われて、わずかに百五十円とか二百円とかいふ、話にならない賃金をもつて使われておる。この結果、臨時工自体の生活問題に關係して来る、同時にこういう人たちの家庭の、あるいは養育者たちの救済の問題といふものにも關連して来るわけでありまじい。しかしまた一層深刻な点では、そういう臨時工といふものがどん／＼雇われておる状態は、就業労働者の賃金一般を非常に低下して来るわけですから、御存じのように、こういうことがなされまじい、このことによつて就業

労働者の賃金が破壊されて来つた。この点については、林大臣ははつきり今首肯的に振られましたから、御存じであり同時にまた確認されておることと思ひますが、どうですか。

話しているような言いぶりでありましたが、私はこれには非常に異見があります。われ／＼はこういう生活保護というふうなものが起る根源に達したのみ初めて、生活保護法というものの本質的な問題を明らかにすることが出来るわけでは、枝葉末節な問題は、むしろこういう基本的な問題との連関の上からだけ、正しく判断されるものだと思うのです。もちろん私は時間の関係もありますから、なるべくそういふ点は簡略にしたいわけでありましたが、ただいままでのところはつきりしていなかった。それでその点を質問しているわけなんです。もちろんこれからなるだけその点はつづめて言います。

○松永委員 長代理 できるだけひとつ簡単にお願いします。

○渡部委員 そこで二、三お聞きしたいことは、このように失業者の数が雇犬になり、しかも労働者がますます多く失業して行く状況にある。そうして失業者は悲惨な状態にある。そうして生命さえも保障されていない状態にある。その結果は就業労働者の賃金問題にまでつきり関連して来るのであつて、その状態をますます悲惨ならしめている。言いかえれば、失業と就業とにかかわらず、今日の状態は、非常に勤労者の困難な状態に直面せしめられておるといふことは、今までの話の中で、大臣も大體肯定されたと思うのです。そこでこのような状態がどこから起きたかという点について、先ほど失業対策部長が、やはり重要な発言をされた。これはドッジ予算の実施に関する経済動向、それに伴う企業整備と行政整理とによつてことに深刻化した

ということを先ほど申されましたが、現在政府のその上に立つておられる基本的な政策基準というものは、ドッジ・ラインであるはずだと思ひますが、ドッジ・ラインの実施がそのようなものを生み出すものとするならば、ドッジ・ラインの実施によつて中小業者は先ほど申し上げました実例のように崩壊する状態であり、そうしてドッジ・ラインの線に沿うた言葉かもしれぬが、池田蔵相がそのような失言をされたというふうなことになる。と、まず／＼ドッジ・ラインの方向といふものが、勤労者の生活状態を、先ほどから繰返し／＼申し上げたような状態に追い詰めて行くものじゃないか。この点について大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○林田蔵相 先ほど勤労省の方からお話がありましたように、ドッジ・ラインによりまして、かなり緊縮した計算で行つておるといふことは事実と考へます。しかしながらこれは事実の点から考へてみて、日本の再建をはかりましたためには、こういうふうなやつて行かなければいかぬのではなからうか。またこれによつて現われたところの失業者の問題につきましては、経済的の方面、あるいは産業を盛んならしめる。抽象的に申しますが、そういう方面によつてこれが救済をはかつて行くといふようなことは、今まで議會でよく論ぜられておるところでありまして、そういうような数ができるだけ少くになりますように、またまづこれを救済し得られるような方法につきましては、労働省において十分現在の立場において講じておられることと私も考へております。

○渡部委員 その点については私は事実客観的なものは、ドッジ・ラインが今まで申し上げたような方向に、すべての国民経済及び国民の生活状態を追い詰めているといふふうに考へますので、この点は意見の相違だといふことに結局なるだらうと思ひます。ただこのような状態にあるとするならば、われわれ国民の代表としての希望からいへば、そういう政策を変更しても、国民の産業と生活状態が完全に守られる方向に、政府としても積極的に努力に民族の立場から深く考へていただくといふことの希望を申し述べて、この点に關する大臣への質問は打ち切りにします。

あとこまかいことになりましたが、先日來問題になつております民生委員の権限の問題でもありますが、この点について先日民生委員との懇談会が開かれました。三月七日ですか、その席上、民生委員の方から非常に重要な意見が出ております。民生委員の意向をいたしましては、現在の案として提出されておるのは、民生委員の権限を非常に不当に制限することになりはしないか。事実なつておる。また民生委員をそのような権限状態にあつたために置くといふことは、これは社会局長の説明によれば、国家が出すところの経費に關係することであるから、それを決定する権利は町村長にあるといふような御見解のようでありましたが、この点について民生委員の人たちはどういふふうに考へたかと申しますと、民生委員の側から申しますと、民生委員が存在しているといふことは、要保護者を遺漏なからしめるという点が最も重要なのであります。しかも要保護

者であるかどうかを正しく判断するものが、この民生委員のプロツクによる協議でなければならぬのであつて、この点も非常に重視されなければならぬ。しかも保護者の補導や身近かなせわに至るまでなすといふことは、民生委員でなければできないことだ。こういう非常にもつとも考へられる見地から、今度の改正に反対の意見を提出されているわけなのであります。その点について、民生委員の要求や民主委員の見解をどういふふうに考へますか。

○本村(忠)政府委員 民生委員の権限をとるとか何とかといふようなことは、一つもいたしておらないのであります。従来生活保護法によりまして、民生委員は市町村長の補助機関、市町村長の手足といふことになつております。従いましてあくまでも生活保護法の保護を決定いたしますものは市町村長であり、市町村長がそれ／＼の機関を行使して、その保護を決定するに於いての各種の資料を収集するといふのが、従来の建前でありまして、それに対して民生委員は補助機関であるという立場をとつておたわけです。本来民生委員ができました由来はと申しますと、これは民間にありましてその近隣の人のせわをすると同時に、その人々の声をかわつてあげる。またそれによりまして、實際に困つてゐる人で、自分で困つてゐることを言つて行けない人のためにかわつて言つてやる。これが民生委員の本来の使命でございまして。單なる市町村の一つの手足、つまり市町村という役所の事務員ではないのでございまして。それは生活保護法によりまして、その市町村の事務員が足りないために、市町村の事

務員の仕事をさせておる。その仕事をさせるように法律上きまつておるものが、従来のやり方でありまして。これに對しまして、市町村の事務員としては当然そういう職員を置くべきであつて、そういうふうに変更したのが今回の改め方でありまして。ただその前におきまして、ほんとうの民生委員として、かように保護を要するような人たちの側に立ちまして、その非難者ともなり、またその援助者ともなるのは、民間側の人としての民生委員で、これは常に要保護者と接觸いたしておるために、そのものとの間の關係を結びつける規定を、何らか設けておかなければならぬといふところから、そういう規定を第二十二條として設けることになつたわけでありまして。それによつては、民生委員の権限を取り上げたといふようなことは全然ないわけであつて、民生委員は民生委員といたしまして、それぞれ民間の一つの組織といたしまして活動していただくといふことは必要であり、またそのことにつきましては、今後においてもそれをお願いしなければならぬといふふうに思つております。これに對しまして市町村としましては、あくまでも市町村当局はみづからの責任をもつて、その責任を遂行して行くといふことについては全力を注がなければならぬ。その線を明確ならしめるというものが、今第二十二條を改正いたしました理由でございまして。何ら民生委員に對して、その権限を取り上げてどうこうするといふことではないのでございまして。

○渡部委員 ところが民生委員は全國

大会において、政府の改正案の趣旨の方に反対であるわけですが、このことをはつきり全国大会の代表者が委員会に對して語つておる。そういうふうな反對があり、しかも民生委員たちの語るところによると、事実上有給の今度でできる吏員によつてはそれができない。たとえば浦和の民生委員が語つたところによると、有給者五人が一人当り百世帯ないし百五十世帯を担当しておつて、どうしても順調に事務を運び得ない。しかもその人たちは非常に不熟練な人であるという点から、事実上このような制度をとられるならば、生活保護法の実体そのものが破壊されて来るであろうということを強調されたことは、出席委員の全部が知つておるところであるわけでありませう。このように実際にその実体さえも破壊されるのではないかと、これを民生委員たちが全部懸念しているばかりでなく、しかも全国大会がこれに反対しておるというふうな事実を前にして、なおそれをどうしてか改良しなければならぬのか。この点について伺います。

○木村(忠)政府委員 民生委員の全国大会は昨年の十月でありまして、この法令については反対の決議をいたしておりませう。この点はお間違ひだらうと思ひます。先般の話は、民生委員の代表の一部の方がお集まりになつてのことであらうと思ひます。民生委員大会の決議ではございませんから、その点ははつきりしておきたいと思ひます。

なお本件につきましては、民生委員制度そのものについての根幹に關係があるものというふうな誤解が一部にございまして、これによりまして相當

の反對があつたようでございます。これはその点が誤解であつたことが明らかになりました。その点につきましては、割合に皆さんが理解いたして下さつておるようでありませう。ただいま申しました通りに、われ／＼といたしては、民生委員の活動について何ら制限いたすつもりではございませんし、これにつきましては自発的な、また奉仕的な仕事というものは、今後といへども活発にやつていただきたい。またそうやつていただくように、われわれとしましてはできるだけ努力いたしたいと思つております。ただ市町村に負わせまして、みずからの責任を履行しないという状況はよろしくないといふふうに考えまして、われ／＼といたしましては市町村の責任もこの際十分強化するといひます。責任を自覚させる、またこの責任を確かに遂行させるというふうな措置をとることになしたい。つまり責任の明確化ということが、この際われ／＼といたしましてはどうしても必要である、こういうふうに考えておるのであります。これにつきましては、われ／＼としまして民生委員の権限を取り上げるとか、民生委員をないがしろにするとかいふような、民生委員に對しまして失礼な考えを持つておりませう。従来民生委員が非常によくやつてくれたことに對しては非常に感謝しております。またわれ／＼は、民生委員に不当に課せられております責任を、この際できるだけ軽くいたしたいと思つております。ただたび／＼申します通りに、これにつきましては転換期の措置が必要であります。方針をいたしましてはこの通

りでありまして、ただいま御指摘がございましたように、有給専任職員というものは全面的にこれを設置することができるかどうかといふことにつきましては、われ／＼として確信を持つておりませう。従いまして一部の有給職員を充實することができるところから、逐次これを施行して行きたいと思ふに考えております。これにつきまふには、その点についての各種の措置を講じつつ、市町村の有給職員を充實して参りたい。それに伴ひまして、逐次民生委員さんの責任をできるだけ軽くして行く。そうして民生委員さんの立場は、本来の民間の奉仕者としての立場をさらに強くいたしたい。かように考えておる次第であります。

○渡部委員 先日われ／＼が懇談をしたところの代表者が全部反對を述べたばかりでなく、地方においても、たとえば浦和の方においては、全部総辭職しようというふうな空気があつたといふことをそのときに話されたわけでありませう。しかもこの總辭職しようという問題が起きたのは、法案を見てからではなくて、それ以前に埼玉県の民政部長のケントといふ人が、大體改正案の内容を實行しようといふことを民生委員に傳達して来たことによつて、この問題が浦和の民生委員たちの不平不満を買ひまして、そこで總辭職しようという声さへも出たといふことである。そこでお願いしたいのは、このような改正案の内容のものが、民政部長ケント氏によつて前々から浦和の民生委員に對して出されてゐるというふうな事実にかんがみまして、政府の今回出そうとする改正案といふものが、このような軍政部あるい

は總司令部の方向からの前もつての指示によつて改正を意図されたものなのか。またその指示があつたからして、こういうふうな趣旨を法案の上に盛り入れたのかどうか。この点をお伺ひしたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 公の指示をだれが実施するか、民間の奉仕者にその責任を負わせるか、公の機関がみずから責任を負うかといふことにつきましては、従来は当事者がやつておりましたものが、逐次公の機関がやるようになって来るというのが世界の趨勢でございます。従いましてわれ／＼といたしましては、この趨勢に従ひまして逐次その方向に向つて行くのが、最も正しい行き方であると思ひます。

ただこの場合におきまして、われ／＼といたしましては従来の民生委員制度といふものの沿革からいたしまして、民生委員制度と、この公の責任を明確にするところの間の調和をどういふふうにするかといふことが、最も考えなければならぬ点であると思つておるのでございまして、この点を考慮してその協力態勢をとるのが最も適當であるといふふうに考えまして、本案のようなことを考えた次第であります。

なお埼玉県におきます事例につきましては、当初埼玉県においてこれを實施いたした場合には、若干のやり方において適當でないものがございまして、相當問題があつたようでございます。これにつきましては當省の注意によつて、その埼玉県の民政部長が——これはケント氏ではございませうので、水野さんでございませう——さんがそういう措置をされましたのについて中央から注意をいたしまして、

これらの措置は変更になりまして、大體厚生省の方針通りでやつておる状況でございます。

○渡部委員 今埼玉県に起きたような問題、つまり民政部の方から直接埼玉県の民生委員会の方向にそういう指示があるというふうなやり方、このようなやり方が現在日本の政府の方で合理的になされるのかどうかという点です。たとえばわれ／＼はこういう問題は政府が案をつくり、われ／＼国会の決定することによつて、實際に施行せられる。あるいは連合軍の方から出た指示あるいは命令であるとするならば、それがこのような形で国会を通過して、初めて施行されるのが原則のようになり。そのような場合に今埼玉県で起きたような問題は、これは相當重大な問題だと思ふのですが、こういう事柄はどういふふうにお考えですか。

○木村(忠)政府委員 本案につきましては、厚生省としてはこの法案が適當であると思つて御審議をいたしております。国会において御審議になりまして、これについて御修正に相なることは国会の方でおやりになることとございませう。われ／＼といたしましては、それについては十分慎重に御審議願ひたいというだけでございます。特にこれにつきまして、この原案通り通せというふうなことにございましては考へておりませう。本案につきましては、われ／＼といたしましてはこれが最善のものであるといふふうに考へて提案いたしておることを申し上げまして、お答へをいたしたいと思ひます。

○堤委員 ただいま民生委員の問題について青柳委員も御発言になりました

し、皆さんから問題にされておるよう
でございしますが、これは民生委員が忙
し過ぎるというところは相当問題になつ
ておりましたので、これを勘案しての
改正であります。ただ誤解を生じてお
るという点について遺憾な点があるの
でございまして、その点は格下げをし
たのでなしに、今まで非常に事務など
をまけて煩雑であつたところの民生委
員の手助けをするつもりで社会福祉主
事を置かれたのだと、私は局長の答弁
によつても解釈し、またそうあるべき
が私はほんとうだと思つておりますの
で、この点をひとつ全国の民生委員に
徹底するような手を、何か本省として
は講じなさるの必要ではないかと、
私はかように考えます。

○木村(忠)政府委員 お説まことに
もつともございまして、われ／＼も
この問題に關しまして、各種の誤解が
生じておりますことを非常に遺憾に
存じております。当初この問題につ
きましては、昨年の十一月の二十四日
に通牒を出しまして、十二月一日から一
部の市におきまして、有給の専任職員
を相当充実にする所について、有給
の専任職員でもつて仕事をすると
対策をとれるようにいたしてござい
ます。この際におきまして、新聞記事に
よりまして、従来の民生委員のやり方
が悪かつたためにこういふやうなこ
とになつたという記事が出たことがござ
いました。これは非常に誤解を招きま
すので、われ／＼としてさういふよう
なことは全然ない、従来の民生委員は
非常によくやつていたのだとあり
ますけれども、いろいろな実際の仕事
の内容というものが、時勢が変化して
参りまして、従来の民生委員さんに片

手間でやつていただくことについて
は、きわめて不適当になつて来てい
る。しかもさうしなければ実際に公正
なる扶助がでないというところになつ
ておりますので、その点を改めるため
に有給専任職員に責任をもつてやらせ
るという建前をとりまして、民生委員
さんには民間の奉仕者だいたしまし
て、これに對しましてあるいは民間に
おきましますところの要援護者、あるい
は要援護者のボーダー・ラインにあり
ます人々の相談役ともなり、またこれ
らの人の弁護者ともなり、またその人
との代弁者ともなりといったやうな立
場に立つて、大いに働いてもらふ方法
を強化したい。こういふやうに考えま
して、こういふやうな措置をしたので
あるといふことを、十分に民生委員の
代表者の方々にも申し上げ、また各地
方に参りまして、その点を強調いた
しまして、民生委員さんの中心になる
やうな方々は、大体御了解になつたよ
うに思つております。もちろんそれぞ
れのかまひ点につきまして、おもし
ろくないといふ考えを持つておられる
方もあると思ひますので、当省の意図
するところにつきましては、十分了と
せられるやうに考えております。

○木村(忠)政府委員 私は教育扶助のことにつ
いて局長に質問いたしたのでございま
すが、私たち地方へ参りまして、生
活保護法によるところの生活扶助は受
けられない。なぜならば、ある程度目
分に収入があるからというところの母
子世帯が、相当多いのであります。小
さい小学校へ通ふところの子供を三人
くらゐかかへた未亡人が、たとえば国
会の便所の掃除なんかをしてゐる未亡
人は、しよつちう私に訴えてゐるので

あります。四千八百円くらいの手取り
をもらつてゐる、さういたしますと生
活保護法の適用は受けられない。しか
しどうしても他に一銭一厘の収入の道
がないので、生活保護法は受けられな
くても、せめて子供の教育費だけはも
らいたいという気持ち、ぎり／＼税金を
納めて五人世帯、六大都市において五
千五百何がいしをもらふものと割合し
て見て、その未亡人がもらふところの
収入はどつこい／＼であるならば、こ
れは教育扶助だけを單獨に渡し得る法
であるといふやうに解釈して間違ひい
ないませんか。

○木村(忠)政府委員 教育扶助は單給
できることになつております。従いま
して生活扶助を全然受けない人で、生
活扶助に相當する程度の収入しかない
人につきましては、当然教育扶助だけ
が單給されることになつております。
○委員 それではいまだききました参
考資料の中に、教育扶助費は大体生活
扶助費と同様、毎月二・五%の増額を
見込んで算定した一億三千二百八十
六千五百八十八円というのに、国庫八割
というので予定しておられるわけだ
と。さういたしますと、大体小学校六
年生までが年二千円もらうといしま
して、頭割りいたしましたら、五万一
千八百四十人くらいにしかあつたわけ
です。これでもつて今年の生活保護法
の百五十億を、たとえば教育扶助だけ
にしても五万一千八百何がいしの見積り
しか組んでおられないといふことに対
しては、私は今度政府が給與を上げな
い、裁定をのまないといつて、たつた
一つの逃げ道として生活保護法を改訂
することによつて、また福利施設をよ
くすることによつてと言われるこの厚

生予算の中の一つの予算が、たとえば
困窮して教育扶助を受けなければなら
ぬ子供が、全国に五万一千八百何がい
しかなないという頭でもつて教育扶助を
組んでおられるといふことは、今局
長からお伺いしましたお答えによりま
して、非常にこれは未亡人母子世帯に
はありがたいわけですが、今まで受けら
れなかつたものが、子供の教育費三千
円受けるというところはありがたいこと
でありまして、私たち地方に帰つても
大きなみやげができたと思つておりま
す。しかしそれが全国で五万一千八百
人ぐらゐしか受けられないことになる
と、あまり喜ぶわけに行かない。この
点、なぜこれだけしかないのかといふ
ことを局長に御説明願ひたいと思ひま
す。

○木村(忠)政府委員 それは数字のけ
たをお間違ひになつてゐるやうです
が、十億三千二百八十万六千五百八
十八円、人数は五十一万八千五百三十人
でございます。
○委員 それでは私はけた違いに五
万に計算いたしておりましたので、こ
れは私の方が悪うございましたが、し
かし戦争遺児だけにつきまして、ざ
つと二百万あるのですから、五十万と
けたがかわつたといつても、これは満
足できる数字はございせん。こうい
うものに対して、この法案が通り
ましたら、いつから実施されるか知り
ませんが、実施される段階になつて、
教育扶助の点についてだけでも、非常
に不服を申し立てるものがあるといふ
場合に、この子供たちの教育扶助のた
めに、追加予算をお組みになる御難答
を得られるかどうか。伺つておきたい
と思ひます。

○木村(忠)政府委員 当然出さなけれ
ばならぬものに出して、足りなくなり
ました場合には追加しなければならぬ
ことになつてゐます。
○委員 まことにけつこうでありま
す。この百五十億の予算というもの
は、相当追加予算をお組み直しになら
なければならぬと私は思つております
ので、こゝでしつかり覚悟をしておい
ていただきたいと思ひます。
次に住宅扶助の問題でござい
ますが、これは八割は国庫負担になつてお
ります。これも前の政府のこの法案
によりまして、教育扶助と同じやうに
單獨にいたしたのでございせん。

○木村(忠)政府委員 そうです。
○委員 そういたしますと、私はい
つまでも要保護の形に置いておくこと
は、国家の政策としてまずいといふこ
とを常に申し上げておるのでありま
す。たとえば住宅扶助をあげられると
いふことはけつこうでございせんけれ
ども、いつまでも住宅扶助を出さなけ
ればならないといふ状態に置いておく
よりは、むしろ住宅扶助を補ひなが
ら、やがてこの住宅扶助をもらわな
いやうな、住宅を持てるやうな人た
ちを持つて行くやうな政策でなければ
ならないと私は思ふ。こういふことか
ら考えまして、今度住宅金融公庫法案
というものが建設省の委員会を通つて
出るわけで、非常に庶民階級には期待
を持たれておるわけでありまして、厚
生省が住宅扶助なるものをお考えにな
つたのはけつこうであります。さらに
進んで、これとタイアップして、この
生活保護法の住宅扶助費というもの
を、別個にお考えになるのがほんとう
ではないかと私は考へるのでありま

○木村(忠)政府委員 当然出さなけれ
ばならぬものに出して、足りなくなり
ました場合には追加しなければならぬ
ことになつてゐます。
○委員 まことにけつこうでありま
す。この百五十億の予算というもの
は、相当追加予算をお組み直しになら
なければならぬと私は思つております
ので、こゝでしつかり覚悟をしておい
ていただきたいと思ひます。
次に住宅扶助の問題でござい
ますが、これは八割は国庫負担になつてお
ります。これも前の政府のこの法案
によりまして、教育扶助と同じやうに
單獨にいたしたのでございせん。

す。たとえばこの住宅扶助費というものの使道を厚生省の中でやりくりして、住宅に困つておる人の幾割かがこの住宅金融公庫の恩恵に浴して、将来家を持ち得るよう持つて行くのがほんとうではないかと思ひますが、これに對して何かお考えはありましようか。

○木村(忠)政府委員 住宅金融公庫の案というものは、私の承知いたしておりますところでは、ある程度自己負担額があると思つております。この自己負担額が負担できますれば、生活の扶助にはかかりません。現在の状況から考えますと、お説まことにけつこうだと思ひますけれども、われ／＼の方だけではちよつと何ともいたし方がないというのが実情じやなからうかと思ひます。

○堤委員 なるほどおつしやる通りでございまして、よくわかりますが、厚生省として建設省にかけ合つて、厚生省がバックになつて救済できるような方法がとれないかどうか。こういうことを私は言つておるわけでございます。もちろん建てて家の何パーセントかの負担額を持てるというものは、富裕階級の部類に入りますから、生活保護法からいへば、單獨にはかからないけれども、厚生省として建設省とかけ合つて、何かこの人たちのために福利施設として獲得して行くような形でやつて行けないかということをお尋ねしたのです。

○木村(忠)政府委員 われ／＼といったしましても、住宅扶助の考えといひましては、現実の住宅を給與するといふことを、むしろ考えるべきではないかと思つております。ただいまでは、

それだけの予算を持つておりませんので、何ともいたし方がありませんけれども、従来引揚者の住宅につきまして特別の措置をとりましたような考え方を、今後はできるだけ考へて行きたい。これも皆様方の御後援によりまして、できるだけ努力いたしたいと思つております。

○青柳委員 ちよつと伺いたしたのであります。教育扶助、住宅扶助両方に關する問題ですが、こういう教育扶助も單給、住宅扶助も單給なんでありまうか。

○木村(忠)政府委員 そうです。

○青柳委員 そういたしますと、いわゆるボーダーにある人に対して支給する。たとえば遺児二百万と言われましたけれども、二百万の中の生活に困つてゐる階級、並びにそのちよつと上にあつて、子供を學校にやると生活扶助の階級に落ち込むというおそれのある人に、これを支給すると思ふのであります。今の堤さんと局長との応答を聞いておりますと、そういうような限界がはつきりしないのであります。その点をお示し願ひたいと思ふと同時に、この教育扶助を受ける人数の根拠、並びに住宅扶助を行う箇所数の根拠について承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 これは單給の予算がそうなつてゐるのではないのであります。併給、單給合せまして予算がそういうふうになつてゐるというのが実情でございます。なお根拠については説明員の方から説明いたしまし。

○小山説明員 ただいまの青柳委員の御質問にお答えいたします。教育費、住宅費両方とも、この法律施行と同時に

に當然給與しなければならぬというふうに想定されます人間、言いかえますと、現在生活扶助を受けておりますものを基礎にして算定をしております。但し今後こうした人々が逐次増加することが予想されますので、先ほど堤委員が引用なさいましたように、毎月二・五%の延びを見てゐる計算をしております。

○青柳委員 そういたしますと、この計算の基礎といたしましては、現在生活扶助を受けてゐる人の数をまず根拠として、それに毎月二・五%増している、そういうことなものでありますか。

○木村(忠)政府委員 ちよつと補足的に御説明いたしておきますが、現在の生活扶助費の中に教育扶助費は含めておりまして、實際には教育扶助するものだけが生活扶助で救助されてゐるのであります。従つて生活扶助だけを別個計算いたしますと、生活扶助が打ち切られて教育扶助が單給になるというものが、現在の要保護者の中にもあることを御了承願ひたいと思ひます。

○堤委員 この教育扶助の問題ですが、これは未亡人母子家庭には非常に喜ばれております。私最後に希望いたしておきますが、私自体が六年生の子供を持つてゐるのであります。それで六年生の子供を持つております未亡人母子家庭というものは、大抵下に三年生か一年生の子供三人くらいを考へなければなりません。實際に學校にやつておりますと、今額が非常に問題になつておりますが、子供に年二千円もらすければ、それは助からないことはないですけれども、實際問題としては、子供を持つた親といたしまして、予算がなく

ても、せめて月に五百円をあげてもらいたいという希望を私は持つてゐるわけでありまして、でありますので、これが改正されましたあとで、さらにこの教育扶助の額が上げられるように私たちも協力いたしますから、本省自体としても、どうか努力していただきたいという希望を申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つお尋ねいたしたいことは、委員長が五時ぎり／＼に終つてもらわなければ困ると言われましたので、私は十分くらい前に私の質問を終らなければならぬが、きょうでさなかつたら、次にさしていただきたいたします。できるところまでさしていただきますから……。

この社会福祉主事の問題でございまして、實際問題といたしまして、五十人に一人ということになつておるのであります。これが實現いたすことになりまして、案外本省あたりでは、役場における厚生課の役人、吏員あたりを兼用させておこうかというやうな腹でいらつしやるのではないかと懸念を持つてございしますが、どうでございしますか。

○木村(忠)政府委員 社会福祉主事ににつきましては、一応の資格を設けたいと思つております。これにつきましては、一応政令案で考へておきますけれども、もう少し厳格な資格になるだらうかと思つております。やはり一定の資格のある者を置きまして、その者にやらせるということにしたいと思ひます。なおその人たちに對しましては、適當なる講習その他の訓練をやらなければならぬというふうに思つておるよ

うな次第でございまして、單に現在おります者をそのまま転用するといふことは考へておらないわけでありまして、○堤委員 そういたしますと、實際問題として村に参りますと、五十人なら五十人生活保護法の適用を受けてゐる村は至るところにあるわけですね。すると、今までの民生委員と協力してやつておる厚生課の職員と、福祉主事といふものと二人でできるわけですね。それが民生委員とタイ・アップしてさらに効果を上げるといふやうに大體解

釈してよろしくございしますか。

○木村(忠)政府委員 實際には要保護者が五十世帯以上あります市町村は、全体の半分ないわけでありまして、従ひまして實際問題としましては、この五十世帯に一人という制度をとりますと、これは各町村に一人ずつの職員を置くというわけには行かないかと思ひます。この社会福祉主事になりまして、各家庭を訪問して歩く人、そしていろいろ調査したり相談したりする人、それからインテーク・ワーカーと申しまして、受付よりはむずかしいのですが、實際に面接していろいろの処置をする人、それらを監督しますニューバーグアイザー、この三つの形があるわけでありまして、従ひまして社会福祉主事の形を完全に備へますためには、二人あるいは三人ぐらいずつなければならぬといふことに相なるのであります。従ひまして小さな町村におきましては、今ただちにこれを實施することは困難であらうと考へております。われ／＼といひましては、まずさしあたり市に實施いたしたいというふうな考へておまして、町

村におきましては、逐次拡充して行くか、あるいは機構問題を若干考へて行くか、これらを適当に措置したいと考えておられます。全部のものにこれをただちにやるという事はなかなか困難であらうかと考えております。

○提委員 この社会福祉主事につきまして、党として希望を申し上げておきたいと思いますが、大体日本の官僚系統の職員というものはひもつきでありまして、おじさんが上役になつていくとか、親戚のだれそれがどこにいるからというような関係でひつぱつて来て、そのポストに非常にそぐわない人がすわつていくということが、今日の政治を浸透させる意味において障害を與へている。今日失業時代でございまして、私たちのところにも相当履歴書が参つております。そういたしますと、適當であらうと不適當であらうと、ひもつきのそういう人を、とにかく人に頼まれて、アプレ・ゲールのあんちゃんあたりをそういうところに入れるということになると、非常に困ると思ひますので、その点本省で資格については十分検討していただきたい。そして現在の大学出であるとか、女子大学あたりでまじめに社会学を研究して、この中でいろ／＼とこうした厚生行政に対する勉強をしているまじめな卒業生などもございまして、古狸のような、あまり間に合わないような人よりも、情熱あるところの、ほんとうにこれでやつて行こうというような希望を持った、社会事業に大いに関心を持たつた人を使うように、初めてです。からどうか悪い前例を残さないように、厚生省で特に氣をつけていただきたいと思ひます。

もう時間がないようでございますので次の日にいたしますが、もう一つだけ伺ひます。最近しきりと国立療養所などに入つておられる患者からの申立てが、先ほど共産党の委員、丸山委員、岡委員から言われました通り、いろいろあるわけですが、三親等内これを扶養するところの者がある場合には、今日医療扶助を受けている人たちの再検討を受けて、そうして世帯単位でなしに、個人単位に、扶助を受けている人たちに、もし三親等というが嚴密な意味で出て来た場合には、捨てられるのではないかというので動揺しているわけです。私はこの法案をおとといあたりから繰つていて、すけれども、三親等というのを書いてないようですが、三親等は書いてあるということをお患者がしきりと申して来るのです。この点私の説き方が悪いのかもしませんが、教えていただきたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 扶養の義務というのには民法でござつておりまして、大体親子、夫婦、兄弟、直系の血族、そこまでは扶養の義務がただちにありますが、そのほか三親等内のもつて扶養の義務をこれに課した場合、その者も扶養義務があるということになつております。その点が三親等ということになつておりますが、この法文のどこにも出ておりません。

○提委員 時間が来たようでございますから、この辺で止めます。

○松永委員長代理 本日は一応この程度にして質疑を打ち切りますが、本日の御発言中に不穩當な言辭がありましたら、速記録より削除いたしますから、

御了承願ひたいと存じます。

次会は明日午後一時より開會いたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後四時五十六分散會

昭和二十五年五月十一日印刷

昭和二十五年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所